

京都大学大学院文学研究科 21 世紀 COE プログラム

「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」

帝国システムの政治・文化的比較研究

NEWSLETTER

No.14

(2005 年度 第 6 号)

2006/3/28

桜の開花宣言も出始め、日増しに春めいてまいりました。今年度最後のニューズレターをお届けいたします。今回は、去る 1 月 7 日に行なわれた第 22 回研究会の内容報告です。

■ 活動報告

日時：1 月 7 日（土）、午後 1 時から 5 時まで

発表者：吹戸 真実氏（立命館大学非常勤講師）
溝上 宏美（文学研究科 COE 研究員）

発表題目：吹戸氏「アイゼンハワー政権初期の中国政策－NSC5429/5 の成立過程を中心に」
溝上「アトリー政権期のポーランド人再定住政策－1946－49－」

会場：京都大学文学研究科新館第二講義室

第 22 回研究会は、年明け早々の 1 月 7 日に行なわれた。吹戸氏は、1950 年代初頭のアメリカの中国政策を取り上げ、共産中国の台頭を受けてアメリカの安全保障政策に修正が迫られ、「二つの中国」が事実として組込まれる方向に向かう過程を検討した。吹戸氏は、中国の共産党政権に対するアメリカ政府の方針を、「挿げ替え」と「受容とその対ソ志向性の転換」という二つの選択肢で説明し、対中政策が 1953 年から 54 年にかけてこの二つの選択肢の間を揺れ動いた末に、54 年の台湾海峡危機を経て、共産中国を否定する「挿げ替え」の文言が国家安全保障会議の文書から消えていくことを明らかにした。会場では、アイゼンハワー政権期の政策の説明として通常用いられる「封じ込め」でアメリカの政策を説明しない理由と吹戸氏の説明における「封じ込め」政策の位置をめぐって活発な議論がかわされた。また、一連の事態に対する台湾の国民党政府の認識を確認する必要性が指摘され、吹戸氏が史料入手の見込みについて回答した。

溝上氏は、イギリスで史上初めて行なわれた政府主導の制度的外国人再定住政策であるアトリー政権期（1945－51）のポーランド人再定住政策を取り上げた。アトリー政権期の移民政策を扱う研究では、同政権が受け入れたヨーロッパ系の移民については関心が低く、論じられる時には、植民地からの「カラード」移民に対する同政権の閉鎖性との比較で、その「優

遇」が強調される傾向が強い。これに対し、溝上氏は、英公文書館の史料、議会議事録、労働組合関係史料などから同政権の再定住政策遂行過程を明らかにし、再定住政策が実際にはより錯綜したものであったことを示した。

会場からは、戦後処理と冷戦の問題であるポーランド人問題を 1950 年代以降の「帝国の遺産」としての「カレード」移民と同列に論じることの妥当性について疑問が提起され、1939 年の大戦勃発以降のイギリスとポーランドとの関係に立ち戻って議論する必要と、実際に定住したポーランド人側の視点を入れる必要が指摘された。

【報告要旨】

<報告 1>

アイゼンハワー政権初期の中国政策－NSC5429/5 の成立過程を中心に

吹戸 真実

本報告は、アイゼンハワー政権が誕生した 1953 年初頭を起点に、冷戦期東アジア政策の一つの形を与えた国家安全保障会議（NSC）文書 5429/5『現下の米国の極東政策』の成立した 54 年 12 月下旬までを対象とし、台頭著しい中国に対する同政権の対応の変遷を検討した。

新政権が誕生した 53 年には、大陸内部の反共勢力に対する期待が語られることはほぼなくなっていた。従って、米国がより直接的に関与する形で、当面の脅威の源泉である中ソ連携を解体させる手段として、次の二つが想定されたのであった。その第一は、あくまでも中国共産党政権の支配の正統性を否定し、またそれとの共存も否定するとの立場に依拠した、共産政権の「挿げ替え (replacement)」であり、第二は、中国共産党政権自体の存在を受容し、それとの共存を想定した上で、その「対ソ志向性の転換 (reorientation)」を実現することであった。

同年 11 月上旬に採択されたアイゼンハワー政権初の対中政策文書 NSC166/1『共産中国に対する米国の政策』は、「究極的な」対中目標として、「中共政権の志向性を転換させ (reorientation) ること、或いは同政権を最終的に、米国に敵対的でない政権に挿げ替えること (replacement) が確保されれば、それは米国の利益に合致するだろう」と規定していた。中国共産党との共存の可能性を完全否定したわけでないものの、それでも、この「挿げ替え」という用語の採用は、それを模索する勢力が、統合参謀本部 (JCS) を中心として一定の影響力を有していたことを如実に物語っていたのである。

ただ、他方で注意しておきたいのは、当面の対応に関連して、NSC166/1 に次の但し書きが付けられている点であった。すなわち、中国がさらなる侵略行為に訴えない場合、或いは、現在の状況に根本的な変化が見られない場合、「当面…共産中国の相対的な力の立場を縮小」する。そして、米国による直接的介入による「挿げ替え」、そして国民党による政権転覆に対する米国の支援は、「目下のところ」受け入れがたい、と。そして、この「相対的な力の立場の縮小」とは、「第一義的には」、非共産諸国の強化により中国の相対的な弱化を目指すことを意味していた。

その意味では、確かに「挿げ替え」という文言が「究極的目標」において盛り込まれたとはいえ、中長期的に見て、それを実現する確かな道筋は必ずしも明確ではなかったのである。言い換えれば、共存否定という意志と、利用可能な実現手段との間における乖離が既に露呈していたのであった。そして、翌年夏、ジュネーブ協定後の新情勢を前にして、そうした曖昧さを再検討する必要に迫られたのである。

周知のとおり、アイゼンハワー政権による新たな国家安全保障戦略としてのニュールックは、通常兵力から核戦力へのシフトを基本ラインとしつつ、それを補強するべく、集团的安

全保障を通じた、米国と同盟諸国間における分業体制の確立を求めたのであり、そこでは同盟関係が極めて重視されていた。ただ他方で、「大量報復」に象徴されるダレス外交の強硬姿勢は、共産主義に対する「巻き返し、ついで破壊」こそが、米国の対外政策における基本的目標との印象を与えるに十分であった。そしてかかる構図のもとで、対中政策における曖昧さが問題視されるに至ったのである。共産政権転覆を掲げる国民党にたいする、政治的、軍事的、経済的支援、および、中共政権に対する外交的承認の一貫した拒否のために、そうした米国の姿勢に現れる「言外の含意」として、共産中国との間における外交交渉の一切を排除し、「冷戦の継続」、ひいては「無条件降伏」を目標として設定しているのでは、との印象を同盟国に与えていたからである。こうした状況の下で、米国は、ジュネーブ協定調印後、その威信を急速に高めつつあった中国に対峙しなげなければならないのであった。議論の舞台となったのは、54年8月18日の第211回NSC会議であった。

その場で、中国の威信の高まりに対する危機感から、東アジアにおける主導権回復を訴えたのが、JCSであった。彼らはNSC166/1に規定する中国の「相対的な」弱体化を越えて、「たとえ戦争のリスクを冒してでも、ただし、意図的に戦争を引き起こすことなく、アジアにおける共産中国のパワーを減じる」との立場を追求したのであった。一方、そうした現行政策からの逸脱という姿勢に対して、同盟関係への配慮に傾きつつあったダレス国務長官は、性急な修正には異を唱えた。ダレスによれば、自由世界の対中スタンスは、「この数ヶ月間に大きく変化した」が故に、「望むと望まざるとに関係なく、この事実を考慮にいれなければならなかった。いずれにせよ、この「非常に複雑な」中国問題に関する検討は、「現時点での決定が正当化される段階には達していない」として、継続的検討を要求したのであった。

前年秋の時点に比して、NSC内部にはそうしたダレスの議論に同調する声が広がりを見せていたにも拘わらず、結局、このNSC会議では、軍部多数派の主張に大統領が同調するかたちで、前述の文言「たとえ戦争というリスクを冒してでも…」を包含する形で、NSC5429/2として8月20日に承認された。こうして、ジュネーブ協定後の対中政策が、より強硬な方向へと舵を切ったことは紛れもない事実であった。しかしながら、このNSC会議の約2週間後に、台湾海峡において予想外の危機的事態が勃発することになり、ふたたび中台政策の再検討が要請されることになったのである。

9月3日に勃発した台湾海峡危機は、戦争の一定のリスクを容認するNSC5429/2の対中政策に対する疑念を政府内において大いに強める結果となった。そして上記NSC5429シリーズ、とくにその対中政策にも、この新たな事態を織り込む形で再検討が加えられたのである。その関連で、興味深い二つの修正案が提示された。

第一は、JCSによる提案であった。軍部は「志向性を転換させることにより、その目的が米国の死活的に重要な利益と対立しない中国大陸の政権を確保するという目標」のため、「中共のパワーと威信を縮小させる」と訴えていた。このように、前年秋の時点とは異なり、最強硬派と目された軍部は、究極的目標としての「挿げ替え」から後退していたのであった。つまり、「挿げ替え」は検討の対象でなく、今や「志向性転換」の実現手段が対中目標の論点として提起されたのである。

それに関連して、第二の興味深い修正案は、対外作戦本部(FOA)のスタッセン、商務省が提起した「二つの中国」という可能性であった。そうした提案を行う理由としてスタッセンは、中国の中長期的発展という視点を提示した。スタッセンの発言を借りれば、「朝鮮半島問題とインドシナ問題の解決により、中共の軍事力と注意力が解き放たれた以上、中国問題の解決策提案を遅延させることはできない」のであった。そうした認識に基づき、「志向性転換」を見据えつつ、「今日、二つの中国が存在している」との「事実」を受け入れるよう提案したのであった。

だが結局ダレス、アイゼンハワーは12月1日の第226回NSC会議の場で、この「二つの中国」という案を受け入れることはなかった。中国との「交渉による解決を積極的に検討している、との印象」を与えることで、アメリカ国内は無論のこと、海外にも混乱を引き起こすことになるからであった。他方で、中ソ間の同盟関係は非常に堅固な状態にあり、その脅

威に直面するアジアの非共産諸国は脆弱な状況に置かれている。したがって、この問題に対処するための「唯一の解決策」とは、アメリカが自らのパワーによってアジアにおけるバランスを回復させる一方で、アジア諸国の強化に努めることにある。

かかる認識を受けて、12月22日のNSC5429/5では、中国への対応に関して、「中共のパワーと威信を縮小させること、あるいは、志向性の転換により、その目標が米国の死活的に重要な利益と対立しない政府を、中国大陸に確保すること」と規定された。確かに「挿げ替え」は削除され、「志向性の転換」へと道を拓いたかに見えたが、実際には、同文書において「志向性の転換」を実現する方策が記されることはなかった。むしろ、54年12月初旬の米華相互防衛条約調印に象徴されるように、東アジアにおける一連の安全保障条約を通じて、「相対的に」中国のパワー弱化を目指す方針に重点が置かれていたのである。

以上、本報告が確認したように、なるほど1953年時点において「挿げ替え」を求める言説は一定の影響力を有していた。だが、その実現手段を欠く状況下で、実質的には、アイゼンハワー政権初期における対中目標とは、ほぼ一貫して、非共産アジア諸国の強化を主に目指す、「相対的な」中国の弱化という一線を越えなかったと見なすことができる。そして、そうした基本的立場の下で、アメリカは以後、「現に存在する (de facto)」存在として中国に対処していくことになる。ただ同時にそれは、なおも、「志向性転換」をどう具現化するか、との長期的問題を回避し続けるものであった。

< 報告 2 >

アトリー政権期のポーランド人再定住政策－1946－49－

溝上 宏美

第二次世界大戦は、それ以前の歴史に比して大量の難民、避難民を出した戦争でもあった。2001年に国連難民高等弁務官事務所が発行した『世界難民白書－人道行動の50年史』によると、第二次世界大戦による難民・避難民総数はヨーロッパ全域で4000万人以上とされている。さらに、戦後、国境変更や東欧諸国の共産化などを受けて東欧諸国出身者を中心に帰国を望まない人々が残留し、戦後の難民問題を複雑化させた。1951年に設置、制定された国連難民高等弁務官事務所と難民条約という戦後の国際的難民救済体制の基礎的枠組みは、終戦直後のヨーロッパが直面したこの「非帰国者」問題に対する対応の中で形成されていったのである。

この「非帰国者」問題に、戦後最初に深刻な形で直面したのがイギリスであった。ドイツに占領されたヨーロッパ諸国の亡命政府の後見国として、そして旧枢軸国の占領国として、終戦後、イギリスは保護下に大量の「非帰国者」を抱えることになった。帰国も第三国への移民も進まないなか、経済危機に陥った47年、イギリスの下院予算特別委員会は、イギリスがこれら「非帰国者」の保護負担を国際的にも過分に負っているとしてその経済的負担の重さを強調し、国際的解決の必要を勧告することになる。当時、イギリスが保護していたグループは、大きく二つに分れていた。一つ目のグループは、第二次世界大戦中ロンドンにあったポーランド亡命政府の関係者と、亡命政府の下で組織されイギリス指揮下にあったポーランド軍の関係者、そして、このポーランド軍と共に行動しイギリス帝国各地に分散していたポーランド難民であった。彼らは、米英ソ三大国による戦後処理の結果亡命政府が承認を失い、ソ連の影響下に入った祖国で共産勢力の強い臨時政府が成立するに及んで、帰国が困難になっていた。1939年にドイツのポーランド侵攻を受けて参戦したイギリス政府は、このグループについては自らの「責任」と認識し、イギリスに受け入れ、ポーランド軍兵士に対しては再定住軍団という特別の組織を通じて制度的に定住を支援したのであった。二つ目のグループは、ドイツやオーストリアの占領地域にいた“Displaced Persons” (DPs) と呼ばれ

る難民であったが、彼らについては、イギリスは、47年以降（一部は46年秋から）ヨーロッパ志願労働者という外国人労働力として選択的に受け入れることになる。本報告では、イギリスが対外政策上受け入れを余儀なくされた一つのポーランド人に対するアトリー政権の政策を扱った。

従来、イギリスの移民研究、難民政策研究では、1940年代後半に受け入れられたポーランド人は、50年代以降にカリブ諸国やインド亜大陸など植民地や英連邦諸国から流入した「カラード」移民や近年の第三世界からの難民に対する対応との比較で論じられることが多く、人口減少と労働力不足の懸念の中で、「帝国」維持の一端を担う将来の“British Stock”としてアトリー政権が積極的に受け入れた「白人」の外国人労働力として描かれる傾向が強い。この背景には、ポーランド人に関する研究の焦点がもっぱら亡命コミュニティの形成に集中し、アトリー政権の政策としては議論されてこなかったことがある。ゆえに、受け入れの理由や再定住政策の実態が不明確なまま、「人種」の枠組みの中で「後知恵的」に議論されてきたのである。報告者は、別稿でアトリー政権の受け入れの要因をイギリスの対外政策（特にソ連との対立を背景にした対伊政策）と帝国との関係との関連で論じ、受け入れが対外政策上「余儀なく」されたものであったことを明らかにした。この別稿を受けて、本報告は、アトリー政権が、受け入れを「余儀なく」された外国人集団を再定住させていった過程を、戦後復興の為の外国人労働力政策との緊張関係に着目しつつ、ポーランド人の再定住が従来の先行研究で描かれてきた以上に複雑な過程を経て進行したことを明らかにした。

アトリー政権のポーランド人再定住政策は、46年5月、ベヴィン外相が旧亡命政府系ポーランド軍の英国への受け入れと、定住支援組織としての再定住軍団の創設を発表し、開始された。別稿で論じたように、イギリス軍の非武装組織である再定住軍団は、急遽受け入れることになった外国軍の兵士をイギリス軍の規律下に組み入れてその管理を容易にし、対外政策上「厄介」な存在となった外国軍の解体を穏便に進める目的で設置されたものであった。入団者は、給与、配給などの面でイギリス人兵士とほぼ同等の待遇を受け、職を見つけるまで最大2年間の猶予を与えられたという点で「優遇」されていた。しかし、この「優遇」の背後には、イギリス軍に20万人にも上る外国軍を押さえつけるだけの治安維持力がないために、ポーランド兵を自発的にイギリス軍の管理が及ぶ再定住軍団に引きつけなければならないという事情があった。再定住軍団への入団は志願制であり、亡命政府系のポーランド軍は48年まで英国内に超法規的に残留したのである。ゆえに、政府がポーランド兵に提示する二つの選択肢―帰国か再定住軍団への入団―のいずれも選択しない「抵抗者」の扱いに政府は苦慮した。国内に滞留する「抵抗者」の増大を恐れた政府は、47年1月から3月にかけて、当時のイギリスが唯一持ち得た国外追放先であるドイツのイギリス占領地域へ105名の「抵抗者」を「見せしめ」的に追放することになる。

一方、イギリスでの定住を選んだものの再定住自体も、特に46年中は多くの問題を抱えていた。そもそも合法性を失った外国軍の解体に端を発していたこともあり、雇用、住宅、福祉などの受け入れ態勢は整っていなかった。兵士受け入れのために陸軍省が用意したキャンプでさえ、当初から不足が指摘されていた。さらに、これらのキャンプは僻地に分散しており、職を見付けるには不適切であった。アトリー政権は、住宅問題が兵士の定住（就職）にも、労働力活用にも障害となっていることを認識していたが、国民のための住宅、物資も不足する中で、国民の反発を恐れた政府は、外国人であるポーランド人のために物資を使ったり、新規住居を建設したりといった特別の施策に踏み込むことを躊躇した。この結果、イギリスの片田舎にポーランド人の住むニッセンハットが集まったいくつもの「リトル・ポーランド」がつくられることになったのである。さらに、労働力不足を抱えていたとはいえ、ポーランド人の就職も当初は進まなかった。30年代の失業の記憶と大戦中の親ソ的空気が残る中、特に政府がポーランド人労働力の投入を期待した炭坑・農業の基幹産業において、政治的抵抗と外国人労働力に対する警戒がない交ぜになった形で、ポーランド人労働力に対する強い抵抗が起ったのである。問題となった両産業の労働組合と受け入れについて合意に達したのは47年1月末になってからであったが、その後、ポーランド人の就職が進むのには47

年後半を待たなくてはならなかった。労働党政権であったアトリー政権は、ポーランド人の受け入れにあたって労働組合と煩雑な個別交渉を行ない、少しずつ受け入れを認めさせていったのである。その際、再定住軍団は、外国人労働力の政府による管理を保証し、組合の警戒を解くという点で重要な役割を果たしていた。但し、外国人労働力の活用を急ぐあまり、政府、特に内閣の外国人労働力委員会は、しばしば、ポーランド人労働力活用に過大な期待を抱き、再定住軍団を通じた「秩序だった」再定住というポーランド人の雇用に責任を負った労働省が重視した原則を崩そうとした。

また、民間人の扱いも政府を苦慮させた。アトリー政権は、ポーランド軍が引き連れている難民についてはポーランド人に限り「寛大」に受け入れたが、女性や子供を含むこの集団を適切に扱う機構を持たず、その保護をポーランド人コミュニティに依存した。当時のイギリスには、難民の受け入れに責任を持つ部署がなく、各省庁はその保護の担当を「経験がない」ことを理由に躊躇し、結局、再定住軍団を所管する陸軍省が一切の保護を引き受けることになる。46年12月、陸軍省は遂に人員不足を理由に一般省庁に保護の引継を求めるが、引き受ける省庁はなかった。47年3月に制定されたポーランド人再定住法の目的は、対外的には旧亡命政府の温存として批判を受けていたポーランド問題の為の暫定大蔵委員会（旧亡命政府承認喪失後、英国内のポーランド人の民政のみを引き継いだ組織）の解体にあったが、もう一つ重要な点として、ポーランド人の保護責任をイギリス政府が法的に担い、再定住政策を「民政移管」することにあつたといえる。この法の施行後、生活保護などを担当する国民生活扶助局が住居の確保など保護を担当するようになり、教育省は在英ポーランド人教育委員会を設置して、再定住政策が本格的に開始された。但し、一般省庁のポーランド人再定住への関心が高かったとは言えず、特にキャンプの引継をめぐることは、49年の再定住軍団解体に至るまで、早期引継を求める陸軍省と、ホステルで保護する人数が増えることを嫌う国民生活扶助局、そして、独身男性以外の収容を拒むホステルサービス協会（労働省所管の組織）との間で論争が続くことになった。

この再定住法案が審議されていた47年初頭は、再定住政策の一つの大きな転換点となった。順調に復興を遂げてきたかに見えたイギリス経済は、47年、厳寒と石炭不足、ドルの不足によって深刻な危機に陥り、応急処置として労働力増大が主要課題として前面に押し出されるようになった。燃料危機のただ中に出された47年2月の経済白書は、ポーランド人とドイツ、オーストリアの占領地域にいるDPsを外国人労働力として積極的にイギリスの労働政策に組込むことを明確にしたのである。同じ頃、議会では、ポーランド人の就職の停滞をめぐることで、政府の再定住政策に強い批判が起り、「何もしないで税金で養われている」ポーランド人の「アイドルネス」に注目が集まっていた。再定住法案は、この微妙な状況の中で政府法案として提出され、審議された。前述の「抵抗者」の「見せしめの」ドイツ追放は、この審議の過程で言及されていたのである。

さらに、47年の後半になると、イギリス人に対しても就労規制が再導入される中で、アトリー政権は、それまでのポーランド人の意志に配慮した「寛大」な再定住政策を転換し、基幹産業への就職圧力を強化して外国人労働力としての組み込みを積極的に押し進めるようになった。47年6月以降、ポーランド人の就職は一気に加速し、就労可能な層の大半が48年にかけて職に就いていく。前述の下院予算特別委員会の報告書が、ポーランド人ら東欧系非帰国者の経済的負担の不当性を訴えたように、46年にイギリス政府の「責任」を強調し、ポーランド兵の「自主性」を重んじる形で始められた再定住政策を維持する余裕はなくなっていた。予算特別委員会の勧告を受け、入団開始から規定の2年を経ない48年2月、早々に再定住軍団の解体に着手するよう担当省に指示が出されることになる。しかし、当時、再定住軍団には高齢者や虚弱者などイギリスの産業が求める未熟練の重労働に適さない人々や住宅の確保が困難な既婚者など就職困難な層が再定住軍団に残るようになっており、再定住政策はもっとも困難な段階にさしかかっていた。住むところも職もない外国人を放り出す結果になることを恐れた労働省は、受け皿である再定住軍団の早期解体に「イギリス人納税者の負担軽減にはつながらない」として反対し、解体は49年まで延期されることになった。再定住

軍団を解体する必要に迫られて、イギリス政府は、ようやく「ポーランド人団地」の建設（への改築）という形での家族生活を営める住居の確保や、障害を負った兵士ためのレンプロイ工場の建設など、再定住に必要な福祉政策を実行に移している。

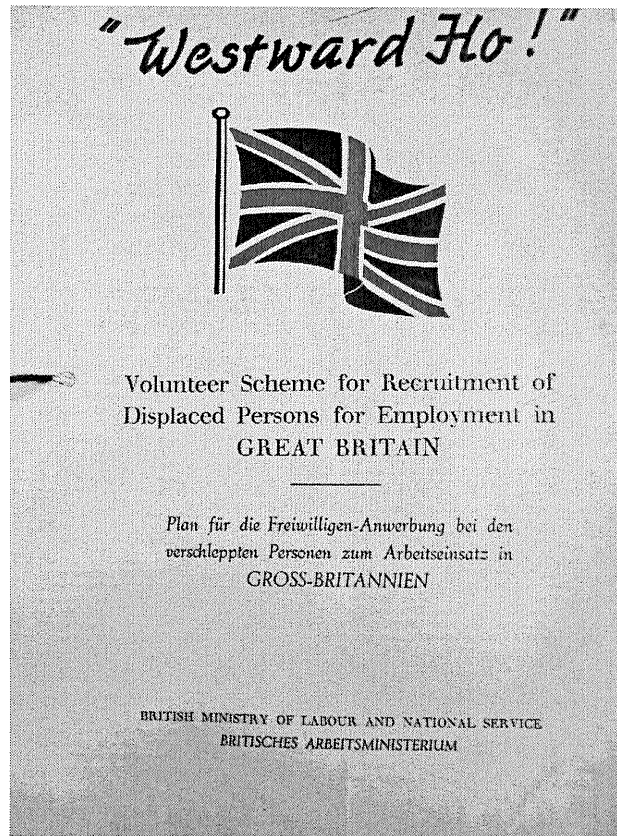
49年9月、再定住軍団は解体され、約9万人の兵士がイギリスに定住した。この段階で職に就けず国民生活扶助局の保護にうつされたのは、2000人余りであった。先行研究でも指摘されているように、再定住軍団メンバーの大半が非熟練の肉体労働職に就いている。この再定住軍団の解体をもって、ポーランド人の再定住政策は陸軍省の手を離れ、47年3月の再定住法制定により開始された再定住政策の民政移管は完了することになる。「リトル・ポーランド」でのキャンプ生活は一部では1960年頃まで続いていたが、ポーランド人コミュニティに関する先行研究では、1960年代までにポーランド人はほぼ完全にイギリス社会に「同化」したとされている。ポーランド人の再定住が「成功」として、あるいは「優遇」として描かれるのは、この結果に対する印象によるものところが大きいであろう。また、回想からうかがえる個々のポーランド人の定住体験は渡英時の年齢や置かれた状況に応じて多様であるものの、総じて、ポーランド人自身も自らの定住をハードワークとイギリス社会への「同化」への努力によって地位の上昇を勝ち取った「成功」として描く傾向にあることも確かである。但し、本報告で示したように、イギリス政府のポーランド人に対する政策の主眼は、「厄介」な外国軍の勢力縮小とその最終的解体にあり、イギリスでの再定住はそこに付随する課題にすぎなかった。そこに、外国人労働力政策が絡み、特に47年以降は、経済危機の中でポーランド人の再定住に費やしているコストにより大きな注目が集まると同時に、基幹産業での労働力確保が最重要課題となる中で、「外国人労働力」としての側面が前面に押し出されるようになった。他方で、再定住軍団解体の必要は、ポーランド人をイギリス社会に吸収する積極的施策の必要性を高め、アトリー政権は48年に入りようやく住宅や福祉政策に乗り出すことになるのである。



ポーランド人に炭坑で働くよう呼びかける労働省のポスター（案）

（表題「ポーランドの炭坑からイギリスの炭坑へ」、下太字部分「炭坑夫に応募せよ。イギリスは常に炭坑夫を必要としている」、吹き出し部分「キャンプで時間を無駄にするのではなく、きちんと働くために私は炭坑で働き始めた…ポーランド人は、イギリスの炭坑で働くことで何を得られるか実感している。」）

(National Archives, UK, LAB12/463)



ヨーロッパ志願労働者募集パンフレットの表紙
(National Archives, UK, HO213/2132)

■ 今後の研究会の予定

◇ 第23回（今年度第9回）COE研究会

日時：2006年3月29日（水）、午後1時から3時半まで

会場：京都大学文学研究科新館第二講義室

発表者：李昇燁氏（京都大学人文科学研究所）

発表題目：「全鮮弁護士大会：植民地朝鮮における在野法曹界の司法制度改革運動」

なお、新年度の研究会の予定は、決まり次第、ニュースレター及び当研究会のホームページにおいてお知らせいたします。

<連絡先>

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学文学研究科 現代文化学共同研究室

電話/ファックス：075-753-2792

E-Mail: teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

URL: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/teikoku/>

担当：溝上 宏美